

# コロナウイルス感染の影響による休業・収入減少から暮らしと営業を守る制度のご案内 **その3**

## —税金の支払い、住まいなどに困ったとき—

新型コロナウイルスの影響で、仕事や収入を奪われ、深刻な事態が広がっています。

市政ニュースNo. 72・75に続き、市民の暮らしと営業を守る制度（その3）をお知らせします。

### 住民税・固定資産税など

#### ◎納税困難な方に税金の納税猶予

新型コロナウイルスの影響で、事業などに係る収入が概ね2割以上減少があった方は、次の通り1年間、国税・地方税とも、無担保・延滞金なしで、徴収の猶予が受けられます。

対象者	新型コロナウイルスの影響で、2020年2月以降の任意の期間（1カ月以上）、事業などに係る収入が前年同期に比べ、概ね2割以上減少し、納入が困難な納税者・特別徴収義務者
対象の税金	2020年2月1日から2021年1月31日までに納期が来る次の税金 ○国税：所得税、法人税、消費税などほぼすべての税金 ○地方税：個人住民税、地方法人二税、固定資産税などほぼすべての税金 ※既に納期限が過ぎている未納の税金も遡及利用可能。
申請手続	関係法令の施行から2カ月後、又は、納期限（申告納付期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要。
提出資料	申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出するが、提出が難しい場合は口頭で説明する。

※パート・アルバイトを含む給与所得者のうち、確定申告で納税する方は、収入減少などの要件を満たせば、対象になります。

#### ◎固定資産税・都市計画税の軽減措置

新型コロナウイルス感染症の感染防止のための措置の起因して、厳しい経営環境に直面している中小事業者等の対して、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税および都市計画税の負担が軽減されます。

対象者	2020年2月から10月までの任意の3カ月間の売上高が、前年同期間と比べて3割以上減少した事業者
軽減内容	3カ月間の売上高が前年同期間と比べて ○30%以上50%未満減少……2分の1 ○50%以上減少……全額
適用条件	2021年1月31日までに、認定経営革新等支援機関等の認定を受けて、各市町村に申請する。
適用年度	2021年度の課税分に限定

### 住宅

#### ◎住まいの確保が困難な方に市営住宅を提供

新型コロナウイルスの影響に伴い解雇された方や、休業要請を受けて閉鎖したネットカフェから出された方など、住まいの確保が困難になった方に市営住宅が提供されます。

対象者	次の①②のいずれにも該当する方（単身者も可） ①名古屋市内居住者または名古屋市内に勤務していた方 ②新型コロナの影響に伴い、現住居から退去を余儀なくされた方
入居期間	1年以内（ただし、感染拡大の状況等により更新可）
使用料	入居住宅の最低家賃額を3割減額した額（月額8,100円～19,000円） ※敷金なし。駐車場代・水光熱費等入所者負担
申込方法	先着順受付
相談窓口 受付場所	名古屋市住宅供給公社管理課 （西区浄心1-1-6 シティ・ファミリー浄心3階）

#### ◎住まいの確保に困ったら次のような方法も

住まいを失ったり、家賃の支払いに困った場合、上記市営住宅の提供のほか、次の制度も利用できます。

- ①愛知県が低廉ホテルを斡旋します。
- ②生活保護を受けなくても、自立支援施設に入ることができます。
- ③生活保護を受けて、緊急一時宿泊施設に入ることができます。
- ④当面の家賃として「住宅確保給付金」が申請できます。（市政ニュースNo. 75参照）

### 生活保護

#### ◎生活保護制度の運用が緩和

新型コロナウイルスの影響に伴い、生活保護制度の運用が緩和されています。主なものを紹介します。

- ①一時的な収入の減少により保護が必要となった場合、自動車や自営に必要な店舗、機械器具等の資産の保有が認められます。
- ②医療扶助の申請は電話でも可能にし、医療機関の受診が認められます。
- ③生活保護申請や面接が簡略化されました。

日本共産党は、「外出自粛や休業要請と一体に補償」を求めています。「補償なき緊急事態宣言」では、安心して自粛することも、休業することもできません。

また、新型コロナ関連で新設された諸制度は、申請手続が煩雑で、窓口は混雑しています。市議団は、申請方法を簡易にし、受付体制の強化を求めています。